申請フロー			確認事項
市役所 （子育て支援課）	申請者様	健康保険組合 （国保の場合は保険年金課）	
	医療機関の受診		○保険適用外の治療（予防接種・差額ベット代等）は償還の申請対象外になります
	領収書の負担割合を確認		
	10割負担		○保険の確認ができない等の理由により、医療費の全額を支払った場合、まず健康保険組合で払い戻しの手続きをしてください
	2割or3割負担	療養費払いの申請	
		「療養費支給決定通知書」	
	領収書の金額を確認		
	同月21,000円以上		○入院や手術等で医療費が高額になった場合、まず健康保険組合で払い戻しの手続きをしてください
	同月21,000円以内	高額療養費の申請	
		「高額療養費支給決定通知書」	
	付加給付制度を利用できるか確認		「付加給付制度」とは・・・ 高額な医療費を支払った場合に、一部給付金が支給される制度
	利用できる		
	利用できない	付加給付金の申請	○加入されている健康保険組合に付加給付制度の対象になるか確認をお願いします
		「給付金支給決定通知書」	
	診療内容の確認		
	治療用補装具・弱視用眼鏡		○治療用補装具・弱視用眼鏡を作った場合、まず健康保険組合で払い戻しの手続きをしてください
	その他	療養費払いの申請	○治療用補装具・弱視用眼鏡の償還申請には、「医師の診断書or指示書」も必要になります
償還申請		「療養費支給決定通知書」 「医師の診断書or指示書」	
※領収書に加え、各フローで受領した書類を添付の上ご申請ください			
申請内容の確認・審査			
支給決定通知書を発送	支給決定通知書の受取		発送日：申請日の翌月中旬頃 （受診月と同月に申請した場合、申請日の翌々月となります）
	助成金の振込		振込日：申請日の翌月25日頃 （受診月と同月に申請した場合、申請日の翌々月となります）